

障害者虐待の防止に向けた取り組みについて

1 趣旨

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるのに伴い、本市として障害者虐待防止センターの機能を果たすとともに、障害者虐待への対応及び防止に向けた取組を進めていきます。

2 障害者虐待防止法の概要

項目		本市の主な取組	
		求められる主な役割	
国民の責務		<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の禁止（「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」） ○障害者虐待の防止等への理解と国・地方公共団体の施策に対する協力 ○虐待を発見した者の市町村への通報義務 	
市町村の責務	障害者虐待防止センターとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日の相談体制の構築 ○障害者虐待に関する通報、届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の通報、届出窓口」の設置（10月1日）
	行政権限の適切な行使	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認、立入調査、警察への援助要請 ○一時保護、面会の制限 ○施設に対する社会福祉法及び障害者自立支援法に基づく権限の行使 ○障害者の保護・自立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区福祉保健センターによる訪問調査等の実施 ・市内複数の施設に居室（優先枠）確保 ・障害者福祉施設への運営指導（監査）の実施、勧告・命令、指定取消など ・あんしんセンター、成年後見制度の活用促進等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等との連携協力体制の構築 ○障害者虐待の防止及び通報義務の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜弁護士会による虐待対応への法的助言 ・一次相談支援機関等と連携した個別ケース会議の開催 ・広報よこはま（人権特集号）、リーフレットの配布、事業者向け研修の実施等
施設長等の責務		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉施設等の設置者、障害者を雇用する事業主（職員研修の実施、障害者及びその家族からの苦情を処理する体制の整備など） 	
間接的防止措置		<ul style="list-style-type: none"> ○学校長、保育所長、医療機関の管理者（利用する障害者への虐待防止に向けた措置） 	
罰則規定		<ul style="list-style-type: none"> ○受託業者の守秘義務違反（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金） ○立入調査の拒否・妨害（30万円以下の罰金） 	

3 障害者虐待に関する通報、届出窓口

- (1) 通報等の受付 10月1日から専用回線により24時間対応
- (2) 実施体制 精神保健福祉士や社会福祉士等を配置し、専門性を有する事業者へ業務委託による実施を予定
- (3) 通報等の内容から虐待が疑われるケース
健康福祉局に連絡するとともに、生命・身体に重大な危険が生じているおそれがあるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察等へ通報

4 障害者虐待への対応フロー図

